

定款の一部変更による入会・退会手続きに関するお知らせ

日頃より協会活動にご支援、ご協力いただき感謝申し上げます。
 2023年6月24日(土)に行われました総会にて、定款の一部変更が可決され、入会・退会の手続きが以下の図のとおり変更となります。ご理解の程どうぞよろしくお願い申し上げます。
 なお、ご不明な点などございましたら本部事務局へお問合せください。
 今後とも会員継続にご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

一般社団法人日本精神科看護協会 本部事務局

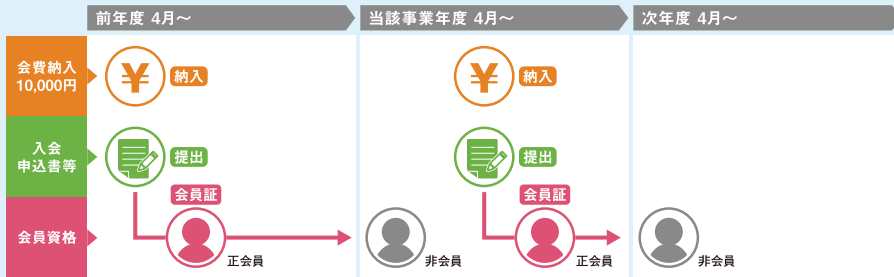
定款変更の主な3つのポイント

- Point 1 **会費納入は年度末まで**
 定款第8条の変更により、これまでの新事業年度開始後1ヶ月以内に納入しなかった年度会費は、当該事業年度末までに納入すれば良いことになりました。
- Point 2 **会員資格は自動更新**
 会費は年度会費制となり、確実な退会手続きをおこなうまでは、会員資格は次年度へ自動更新されることになりました。会員資格を有することで、年度会費の納入義務が発生することになりますので、納入期限(3月15日まで)に年度会費の納入をお願い致します。
- Point 3 **退会の場合は必ず手続き**
 定款第9条の変更により、「退会届」を提出し、協会本部で当該事業年度末までに退会処理が完了すると、次年度への会員資格は自動更新されません。なお、当該事業年度の会費が未納の場合は、当該事業年度の年度会費を請求させていただきます。

これまで

入会を継続する場合

- 年度毎に会費納入と入会申込書を提出することにより正会員となります。

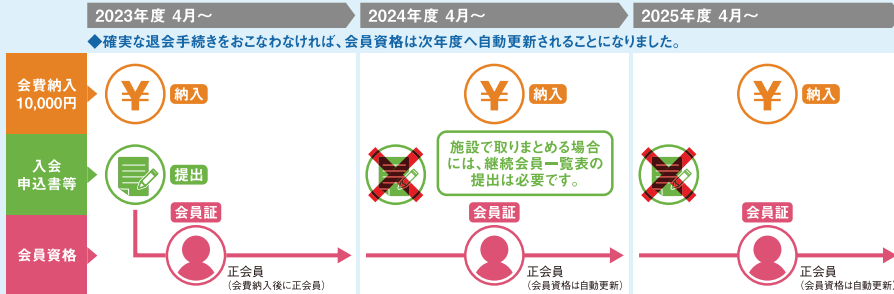


会費納入により正会員としての権利が継続されます

変更後

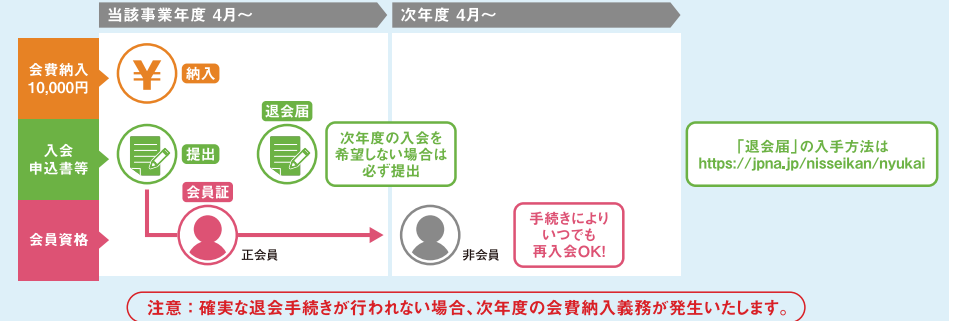
入会を継続する場合

- 会員資格は次年度へ自動更新されますので、会費納入のみで正会員となります。
- 次年度に会員継続をしない場合は、確実な退会手続きを行ってください(裏面参照)。



確実な退会手続き

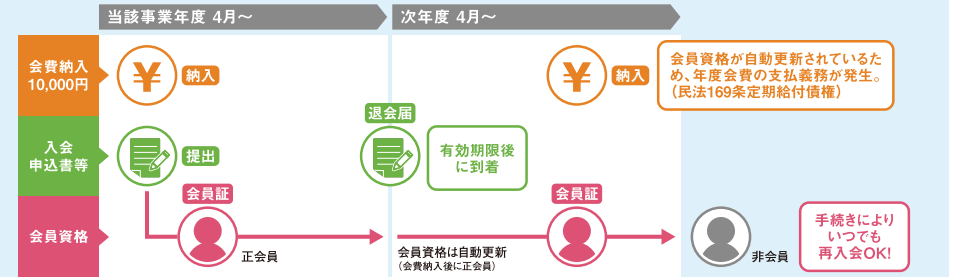
「退会届」を当該事業年度3月15日(必着)までに提出することで、次年度は非会員となります。



ケース 1

「退会届」を提出したが、提出期限までに間に合わなかった場合

- この場合は、会員資格が自動更新されて会費納入の義務が発生しますので、次年度も会費納入が必要です。
- 提出いただいた退会届により次年度の翌年度に非会員となります。



ケース 2

「退会届」を提出しない場合

- この場合も、ケース1と同様に次年度の会費納入が必要です。会費納入がない時は翌年度に非会員となります。
- 再入会する時に会費の未納がある場合は、未納会費をご請求させていただきます。
- ※ 悪質と判断されるような行為は、定款第10条により「除名」処分の対象となる場合がありますのでご注意ください。

